

(一社) 日本家政学会九州支部運営に関する申し合わせ

1. 「理事候補有資格者」ならびに「代議員候補者」は同一者であってもよい。ただし、「理事候補者」および「代議員」に選出された場合の優先順位は、「理事候補者」「代議員」の順とする。代議員候補者の次点者を「代議員」とする。
2. 代議員に欠員または増員が生じた場合は、支部役員会で審議する。
3. 支部役員を補充する場合は、支部長は支部役員会で新役員を選出し、支部総会で承認を受ける。
4. 支部長の選出
平成26年以降の支部長選出については、平成23年10月の(一社)日本家政学会九州支部臨時総会において、当分の間は当番地区より選出し、当番地区は次のように交替すること、その後に会員数の変動がある場合にはあらためて審議する。

グループ	支部長任期	当番地区
A	26年6月～28年5月	福岡1区
B	28年6月～30年5月	熊本、長崎、佐賀
C	30年6月～32年5月	福岡2区
D	32年6月～34年5月	大分、宮崎、鹿児島、沖縄

5. 支部役員会の開催
 - (1) 支部長が支部規約第11条3に基づき招集する支部役員会のうち、臨時役員会を書面又は電磁的方法(電子メール等)により開催することができる。
 - (2) 電磁的方法による審議手順は次のとおりとする。
 - ① 支部長は、事前に臨時役員会の開催を連絡する。
 - ② 支部長は、臨時役員会を開催し、議題を提出する。
 - ③ 支部役員は、賛否を締切日迄に、九州支部長と九州副支部長に電子メールで回答する。
 - ④ 支部役員会の議決は、監事を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、締切日までに回答が無い支部役員は、役員会欠席および議事の議長委任とみなす。
 - ⑤ 支部長は、審議結果を速やかに電子メールで報告する。
6. 本申し合わせの改廃は、支部役員会の議を経て行う。

附則

- (1) この申し合わせは、平成23年5月14日から施行する。
- (2) 改正 平成25年9月21日